

## 定例教育委員会

- 1 日 時 平成 26 年 6 月 30 日 ( 月 ) 午後 5 時 30 分から午後 8 時 30 分
- 2 場 所 磐田市役所西庁舎 3 階 特別会議室
- 3 出席委員 青島美子委員長 田中さゆり委員 江間治人委員 杉本憲司委員  
飯田正人教育長
- 4 出席職員 教育部長 教育総務課長 学校給食管理室長 学校教育課長 中央図書館長  
文化財課長 幼稚園保育園課長
- 5 傍 聴 人 0 人

## 教育委員会が決定したもの ( 議決事項 )

### 1 平成 26 年度磐田の教育について 教育総務課長

4 月に「磐田の教育」概要版を発行させていただきました。今回、その概要版に基づきまして、詳細な内容の冊子ということで、「磐田の教育」を議案として提案させていただきます。

では、内容についてご説明いたします。1～2 ページにかけては、教育委員会の目標と「道しるべ」を掲載しております。冒頭は教育委員長さんの言葉を掲載することになりますので、よろしくお祈いします。3 ページから 9 ページまでが方針 1 で、施策については、概要版の内容の詳細を記載しています。10、11 ページが方針 1 の施策ごとの指標、実績及び目標値を記載していますが、この点は概要版では空欄であったところに数字が入るところと、11 ページの下から 3 段目の「不登校児童生徒のうち、指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒の割合」の 25 年度実績値が空欄となっていた部分に実績の 13.5% を入れました。また、その最下段の「引きこもりがちな児童生徒のうち、教育支援センターの通級・訪問支援を受けた児童生徒の割合」も 25 年度実績値を概要版では、1 月現在値として 51.5% と記載しておりましたが、年間 160 日以上欠席者が 1 月現在の人数より年度末までの間に増えたため、分母が大きくなったことにより 17.5% に修正しております。それに伴い、目標値も 53% から 30% に変更をお願いします。

12 ページから 14 ページの方針 2 についても、概要版の内容の詳細です。15 ページの方針 2 の施策ごとの実績及び目標値ですが、施策 1 の「訪問歴史教室を開催する市内小中学校延べ数」の小学校欄の 25 年度実績を 19 から 29 に、26 年度の目標値を 28 から 32 に変更しております。施策 3 のブックスタートの参加率、子供向け講座・行事等の参加数、児童図書の蔵書冊数、児童図書の年間貸出数の 4 項目については、各指標の 25 年度実績値について、見込み数の数値だったものを上から、84%、6,598 人、12.9 冊、25.7 冊と実績値を記入しました。

16 ページから 19 ページの方針 3 では、施策 1 の 安全安心で快適な学校施設の充実の推進において、緑のカーテン事業、学校施設ミストシャワー設置モデル事業、防災機能強化改修工事を掲げておりますが、これに小中一貫校等整備検討事業を新たに加えたいと思います。

最終的なまとめについては、本日が期限で各課から実績値や文言の変更が上がってきていますので、今後多少の変更があることを御承知おきください。また、新たに小中一貫校等の事業

については、ここに入れていきたいということで、御了解を頂きたいと思っています。最終的には冊子を作り直して委員の皆様にお配りする予定ですので、よろしくお願いいたします。

20ページの方針3の施策3の25年度の実績値の見込みをそれぞれ「磐田市立図書館の1,000人あたりの貸出冊数」7,850点、「図書資料の整備」26,266点に、施策4の「旧見付学校などの資料館の入館者数」25年度実績値の見込み数から実績の40,686人に、26年度の目標値を41,000人から42,000人に修正しました。21ページからは、補助執行されている教育関連事業を記載しています。その中で、23ページの社会体育関連で、ジュピロ磐田メモリアルマラソン、静岡県市町対抗駅伝競走大会への補助金交付は25年度では記載がありましたが、概要版では記載がなかったため追加しました。25ページから33ページまでは教育委員会と事務局概要を載せております。組織では教育部に名称変更となったこと、教育委員会の議案の一覧、教育予算について変更をしております。35ページから37ページが4月定例教育委員会においてご承認いただいた教育委員会評価シートを記載させていただいております。39ページから52ページにつきましては、学校施設一覧で学校基本調査の基準日である26年5月1日現在の数値に修正しました。

53ページからは方針別主要事業で、例えば、施策1、55ページの学校給食関係で、対象の園児・児童・生徒数及び56ページの幼稚園の給食回数と給食費をそれぞれ修正しております。57ページの7として学校給食の基本構想の策定を計画的事業の推進に変更しました。64、65ページについては学校協議会とコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の推進に分けて、昨年度は1つの項目で記載をしておりましたが、学校運営協議会が動きだしておりますので、それぞれを別の単独項目とし、2ページにわたって記載をしております。85ページからの施策3では、図書館の関係でありまして、実績に基づき修正をかけております。最終形でお示しすることになりますので、ご承知おきいただくようお願いいたします。最後、89ページの方針3では、先ほど申し上げたとおり、8小中一貫校等整備検討事業を追加しております。

<質疑・意見>

「磐田の教育」は、磐田市教育委員会の目標に「心豊かな磐田市民」と書いてあるということになりますと、この冊子の対象は、磐田市民の全般にわたる教育ということになりますでしょうか。2ページですが、この内容は学校教育に特化しすぎているような感じを受けます。やはり、生まれて死ぬまでの生涯の教育、いわゆる生涯教育、もう一つ文化の引き継ぎという意味では、代を重ねる累代というものもあると思いますけれども、そういう視点に立った文面でもう一度ここを見直した方がよいのではないかという感じを受けます。

もう一つ、25ページなのですが、「教育委員会及び教育委員会所管組織」ということなのですが、いわゆる教育委員会というのは教育委員会事務局の意味ではなくて、いわゆる5名の教育委員による教育委員会という捉え方でいくと、教育行政全般にわたる組織として事務局組織は教育委員会の事務局組織と首長部局の事務局組織をここに併記されてくることにならないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

基本的に補助執行については、組織に補助執行させているのではありません。補助執行というのは、例えば幼稚園という業務を首長部局の職員に対して補助執行をさせているということになります。そしてその職員の集合体が組織ということになってきます。幼稚園保育園課やスポーツ振興室など、基本的に補助執行は教育委員会から首長部局の職員に補助執行させるという形になっておりますので、教育委員会部局の所管組織ではないと考えております。

その実務的責任は教育部長になってきますか。個々の組織の長に対しての業務の補助執行ではなくて、それに対する管理監督という面ではどうなのでしょう。

最終的には教育委員会になります。

私は、事務を担当するのがどこでということではなくて、いわゆる教育行政の部署がどこなのかということです。そこまでは委員としての我々の所轄になるわけですから、教育委員会が所管しているのは教育全般であるという捉え方をすると、そこに見えてこない部分をどこかで補足したほうがよいのではないかと思います。一般市民としてどこで担当しているのかというのが見えないと思います。

幼稚園など補助執行機関は、市の行政組織規則の中で組織として規定されていることから、教育委員会事務局処務規則で規定する組織内に入れることは難しいと思います。しかし、教育行政を担っている部局を別枠で記載することは可能だと思います。

事務局の皆さんからすると、教育実務を担当する皆さんを指して教育委員会だと思いますけれども、我々の視点というのは教育全般をいつも念頭に置いているのですね。

教育委員会が所管する教育行政全体があって、その中に首長部局の補助執行の部分があり、また、それ以外の部分は主に学校教育、文化財などでこれが教育委員会事務局という考えでよいのでしょうか。

教育委員会事務局というと、教育総務課長が言っているように、この表のとおりということになると思います。ただ、教育行政に携わっているということで行くと、市民活動推進課であるとか、幼稚園の関係であるとか、そういった首長部局の方が関わってくるというのはそのとおりだと思います。この表し方が微妙で教育委員会所管組織、教育委員会が直接所管する組織ということであれば、法律的にどうかこういう形にならざるを得ないのかと思います。全体が見えないというのは、確かにそれもあるのですが、そのあたりをどう表現するのかということ、例えば、補助執行をしているという部分で、幼稚園はどの部署でという書き方はできるのかなと思います。

委員がおっしゃっておられるのは、幼稚園などの業務が教育委員会の所管の中にあるのに、組織図にはないということですね。元々の事業の責任が教育委員会であるのに、所管がないということですね。

その事務の責任はどのようにになりますか。

補助執行に関する規則におきまして、補助執行する職員は、所管の事項を専決処理することができますので、それぞれの課長、部長が、幼稚園やスポーツ、文化振興などに関することについて、決裁していくことになります。最終形として責任の所在はどこかということと教育委員会になります。

委員の私たちがここで審議する内容というのは、教育長が実務の責任者として承知した中で上がってきているということで、概ねいいだろうと思っています。しかし、補助執行の部分について、その担当部署の実務的責任者の決裁をもって、上程してくるという認識でよろしいでしょうか。

補助執行機関の決裁については、内容によって教育委員会に合議され、教育長が決裁しております。

スポーツ振興も所管となっておりますが、例えば、ジュビロ磐田の小学生一斉観戦を行うのに際して、やはり教育委員会がそれを進めていくことに比べて、首長部局で担当してくれた

ほうが良いという部分があります。決裁は教育長まで回ってきますが、スポーツ振興室が主導権を取ってくれないと円滑に進まないというところもあり、教育委員会では難しい面があると思います。

例えば、市民の目からすると、ジュビロ一斉観戦はどこが行っているのですかといった時に、これだけの学校の子供たちが動くので、当然教育委員会だと感じると思います。教育委員会が主導してスポーツ振興室がいろいろなルール、予算を決めていく、これが補助執行ですよ。その業務がスポーツも関わることもあり、物理的にできないということであれば、外に出せばそこは補助執行ということになりますよね。

学校体育を除くスポーツに関するすべてを補助執行させているので、ピックアップでこの事業を補助執行で行うということではありません。社会体育、もっと広く生涯スポーツ、小さい子供からお年寄りまでを対象として、スポーツに関連することすべてを首長部局のスポーツ振興室が補助執行しているその流れの中で、一つのジュビロというキーワードで事業が成り立っております。小学生が一斉観戦をするという事業なので学校の子供たちが動きますけれども、大きな目的、例えば観光であるとかイベントには様々な要素があると思います。そういった中、教育委員会で行うと学校の子供たちが観戦するという部分を重要視します。しかし、横の繋がりを持って、商工観光であるとか、そういった関係部署も一緒に巻き込んで一つの市の大きなイベントとして形成できるというのが補助執行させている大きな意味ではないかと思えます。教育委員会として行うことは可能であると思えますが、市の施策として位置付けられるようなイベント的要素のある事業は、首長部局での執行が望ましいと思えます。

それは教育という観点があるから、教育委員会が行うわけですよ。単なる観戦イベントであったなら、ここに持ってくる必要はないわけですよ。

単純に子供たちが観戦をするということでの事業であったなら、教育委員会で行っても同じだと思います。

補助執行の部分を別枠で書くことはできますか。それは 39 ページのように幼稚園の学校施設一覧が出ているのですが、全部幼稚園のことが入っています。しかし、所管組織には幼稚園が入っていない。ですから、なんらかの形で、別枠でもいいから入れておいたほうが、この冊子を見て幼稚園のことがいろいろ書いてあるのに組織図の中にはないということになると思えます。

御趣旨はわかりますので、表現の方法、入れ方等などについては検討させてください。

先ほどの 2 ページのところ、教育委員がおっしゃったように補助執行分が全く入っていないので、入れたらどうかと思います。学校教育と「道しるべ」の話になっていると思えます。

前段のところ、市教委の取り組みの ~ の部分で、このあたりは学校教育に特化しているのではないかというご意見でよろしいでしょうか。

私は、学校を卒業したら勉強が終わりではなくて、死ぬまで勉強だと思っているところがあるものから、そういった中で、私たちが担うべき委員としての職務があると思っております。先生であっても親であっても地域の皆さんでもやはり子供たちにとってよい学びがありますので、自らが学ぶ姿勢がどこかにないといけないと思えます。

今回は「道しるべ」を中心に入れました。

例えば、生涯にわたって学んでいくという表現をすればいいのでしょうか。

今回は、磐田の教育の概要版から引用しましたので、ほぼ学校教育に特化しております。

ただ、教育施策の方針3では「市民が活用しやすい学びの場や環境を整備する」という文言が入っています。

子供に対して上から目線ではなくて、教育とは自分も含めて教育であるという捉え方をまずしないといけないと思っています。それは先生も親も地域も全部です。子供たちに教育をするのだという視点ではなくて、自分を高めていくという視点にならないと、本当の教育にならないのではないかと思います。

社会に出てから学ぶことの方が多いと思います。

磐田の教育については2ページでは基本概要版と同じですね。そこは生かしていかなければならない部分があるのですが、おっしゃるとおり、中学校卒業で終わりという表現になっておりますので、ここでいう方針3であるとか市民が活用しやすい学びの場や環境を整備するという表現もありますので、そういったところを含めた社会教育、社会体育の部分を入れて文章を考えていきたいと思っています。

言葉の言い回しについてですが、3ページの網掛けのところの5行目の「コミュニケーションを図ったりする態度の育成が必要となってきます」とありますが、態度の育成という部分が気になっています。私の個人的な感覚かもしれませんが。

姿勢に直したらいかがですか。

読書活動のところ「近年指摘され続けている読書離れ」とありますが、実際に指摘されているのでしょうか。

中学生の貸出が少ないということからも子供たちの読書離れを感じております。近年というのがどこまで指すのかという面はありますが、ここ2、3年というのは事実であると思います。

図書館の状況から見て貸出数が増えているなど、いい結果が生まれているとは思いますが、他方で子供の読書離れというのを見るとまだまだという感じですね。

中学生の貸出数が少ないことはあります。子供というのを中学生まで含めて考えると読書離れという傾向は続いていると思います。

中学生の読書離れというのは、全国学力・学習状況調査の数字からも出ていると思っています。磐田市では伝統ある「茶の間の読書運動」という家庭を巻き込んだ取り組みがありますが、それでもスマホなどのネット依存型の生活のスタイルに変わりつつあるのかなと思っております。

2ページ目の真ん中から下に、「もらいたいと思います」という言葉はこういう文章の場合適さないと思います。

「考えてほしいと思います」などではどうでしょう。「もらいたい」というのは、違和感があります。

概要版を作成した2月の時点で、「道しるべ」を26年度どう活用していくかというお話をしたときに、首長部局でこども憲章を策定するという話があり、「道しるべ」の位置づけについて、学校や幼稚園に対しての投げかけという形に収まったと思います。26年度はあまり積極的に出していくのではなくて27年度にこども憲章とセットでという話を委員長がされ、教育長から学校サイドにその趣旨を伝えていく段階で、こうしてくださいということではなくて、それぞれの学校でそれぞれの教職員の思いで考えて、子供たちに語りかけてくださいという思いを伝えた表現になっていると思います。

よいと思うのですが、ただ、これは自分が責任を持つ教育の所轄の責任者に対してある程度考えてもらうことにしますと他人ではなくて、自分サイドでいていただいた方がよいのではないかと思います。ソフトな言い方でもいいのですが、強制ではないですが、言い切っていたほうがよいのではないかと思います。内なる人に使う言葉としてほしいと思います。

「照らし合わせ考えてもらうこととします。」はいかがでしょう。

私は「もらいたい」という言い方がこのような文章になじまないと思います。例えば「願っています」や「考えてほしい」など「もらいたい」というのは表現として適さないと思います。わかりました。

審議の結果、本議案は承認された。

## 各課から報告したもの（報告事項）

### 1 教育総務課（教育総務課長）

放課後児童クラブ指導員の全体会ということで、7月2日に文化振興センターにおきまして、市内32児童クラブ指導員全員を対象として、研修会を実施いたします。当日、子ども・子育て新制度の内容である国の基準などを指導員に説明をさせていただくことと、グループに分かれてそれぞれ指導員の日頃持っている悩み等の一助となるような協議ができる場となるようにしたいと思っております。

また、「統合準備だより」を机上に置かせていただきました。豊岡東小学校と豊岡北小学校の統合についての準備委員会の進捗状況を「統合準備だより」という形で、地域への情報提供をしておりますので、ご覧いただければと思います。各部会の内容などを記載させていただいて、子供たちの小学校の交流の部分も載せて地域回覧という形で出させていただきます。また、先週の金曜日にスクールバスが納車されました。明日7月1日から、いままでの12人乗りのレンタカーではなく、新車のバスで通学という形になりますので、ご報告させていただきます。

< 質疑・意見 >

Q 通学バスは何人乗りでしょうか。また、来年度は何台になりますか。

A 補助席含めて29人乗りです。本年度、もう1台購入して2台になる予定です。

### 2 学校給食管理室（学校給食管理室長）

それでは、大原学校給食センター給食業務等委託業者選考第一次審査結果について報告をさせていただきます。この件につきましては、前回の定例教育委員会において、実施済み主要事業として「業者説明会」について、また、予定事業として「第一次審査」について説明をさせていただきましたが、6月9日に第一次審査である書類審査が終了いたしましたので、その結果を含め報告させていただきます。まず、募集につきましては、4月17日に市のホームページ等で周知を行い、業者説明会を5月9日に大原学校給食センターで実施いたしました。

説明会には、記載の7社が参加をされましたが、このうち、提案書の提出があった業者は2社ございました。この2社からの提案書について、「磐田市立学校給食センター給食業務委託業者選考審査会設置要領」に基づき、学校給食センター長をはじめ、県の栄養教諭や学校栄養職員など、記載の9名の委員により、6月9日に書類審査を実施いたしました。審査の方法に

つきましては、提案書の会社名を隠した上で、基礎審査として、今年度末までの見積金額を、また、定量化審査として、経営理念や業務実績、安全対策や衛生管理、調理員等の配置体制や教育研修など、21項目について100点満点で審査を行ないました。

この2社により、第二次審査であるプレゼンテーションを、7月2日に実施いたします。委員につきましては、教育部長のほか、教育委員会の関係課長、及び県西部健康保健センターの健康増進課長、管理栄養士、小中学校長及び幼稚園長の代表、また、市の幼稚園保育園課長の計10名により行うこととしておりまして、プレゼンは1社20分で、質疑応答を20分とし、評価項目として、運営提案のほか、食中毒やノロウイルス、異物混入等の安全対策、防災に対する協力体制など16項目について、1項目5点満点の計80点とし、委員ごとの評価点を合算し、800点満点で最高得点を獲得した業者を委託業者として決定いたします。なお、委託期間は本年9月1日から平成31年7月31日までとします。

予定事業の「平成26年度第1回磐田市立学校給食運営委員会」についてでございますが、磐田市学校給食条例の規定に基づき、本年度第1回の運営委員会を、7月9日の夜7時から西庁舎で開催するもので、委員は、学識経験者として管理栄養士のほか、学校医及び学校薬剤師の代表者、幼・小・中学校のPTA代表者、所轄保健所の職員、校長・園長の代表者、市議会議員の12名で組織しています。内容については、新年度になりますので委嘱状の交付や学校給食の概要説明のほか、25年度決算及び26年度予算の報告、26年度の学校給食摂取基準や栄養摂取状況、献立年間計画等について報告することとしております。なお、運営委員会は年3回の開催を予定しており、第2回を11月、第3回を来年の2月に開催し、給食の試食や施設を見ていただくほか、今年度の状況報告や来年度の実施予定、また、給食物資の納入業者の指定等についてご審議をいただくこととしています。

< 質疑・意見 >

Q 「業者説明会参加及び提案書提出状況、第1次審査結果」なのですが、これを見ると一次審査結果として応札があって、そのあと説明会があって、その説明会のスペックが厳しかったために提案書の提出がない業者があったということでしょうか。

A まず、提案書を出すには、業者説明会に参加しなければならないというのが規定にあるものですから、業者説明会には7社参加したのですが、実際現場を見て、もちろん今回が初めてなわけではないものですから、前回の委託の切り替えの際にも、現場を見たりしておりますけれども、実際5,000食近い給食を作らなければいけないというところで、まずは業者説明会に参加しましたけれども、実際に自分のところで受託可能かどうかという範囲、それから従業員も50名近い人を雇ってやっていくという現場を見ながら、実際に提出をされたのは2社にとどまってしまったということでございます。

### 3 学校教育課（学校教育課長）

「劇団四季こころの劇場」でございますが、6月19日に市内小学校18校が希望をしまして、高学年を中心におよそ1,400人の子供たちが劇団四季の鑑賞をしました。それから、7月16日「いじめ撲滅サミット」を午後3時より磐田市勤労者総合福祉センターにて開催をします。内容としては、主催者側の教育長の挨拶から始まり、来賓の市長の挨拶、それから各学校の児童会や生徒会で自分たちの学校のスローガンを決めております。それを持ち寄って、発表をし、そしてそういう流れの中から、市内統一の撲滅の宣言をしていくということで、最後、青島教

育委員長より講評をしていただくという1時間15分の予定となっております。ご都合がつかましたら、ご参加をお願いしたいと思います。

< 質疑・意見 >

Q 「劇団四季こころの劇場」の予算面について説明をお願いします。

A 「劇団四季こころの劇場」については、学校や教育委員会の予算の持ち出しは一切ありません。劇団四季が事業として持っていていただくので、鑑賞料等はありません。ただ、会場まで行く貸切バス等は学校が応分の負担をするという形になっております。

Q 劇団四季こころの劇場の評判はどうでしょうか。

A 今年はステージと会場が一体となって、手拍子で盛り上がったという話を聞いております。

#### 4 中央図書館（中央図書館長）

磐田市立図書館協議会の報告についてです。6月5日の木曜日午後3時から協議会を開催いたしました。協議会委員の2名の交代に伴いまして、新たに2名の新任委員の方に委嘱状を交付いたしました。出席者は10名の委員のうち、9名で会議は過半数を超え成立をいたしました。なお、傍聴者はございませんでした。議事については、平成25年度の事業報告と平成26年度の施策主要事業の概要について、それから図書館評価について、その他として電子図書館の取り組みについての報告をいたしました。特に今回は4月の下旬から5月の中旬に実施しました来館者アンケートの結果を速報としてご説明をいたしました。このアンケートの結果としては、総合評価の結果が満足、やや満足をあわせて5館平均で75%という数字であったということ速報値として話をさせていただきました。出席の委員の方からは、竜洋図書館の除籍数について、貸出数の他市との比較状況、ビデオのDVD化ができるかどうか、電子書籍化の方法、展示室の活用による効果などの質問がありました。今後の電子図書館への期待であるとか、ビブリオバトル（書評合戦）というような新たな取り組みの提案がありましたが、特に大きな話題となるようなものではありませんでした。協議会の報告は以上です。

次に、月例報告ですが、本日、図書館だよりと今開催されております「早稲田フェスタ IN 遠州 大西鐵之祐と早稲田ラグビー」のパンフレットを配布させていただきました。7月、8月は夏休み期間となりますので、各図書館で児童対象の催しを実施する予定となっております。

< 質疑・意見 >

なし

#### 5 文化財課（文化財課長）

本委員会の委員の内、2号委員にある市議会議員において、去る5月に行われた磐田市議会臨時会において、委員の改選が行われことによる変更で、八木正弘議員に変わり、加藤治吉議員に委嘱しましたので報告します。なお、委員の任期は、前委員の残任期間となります。次ページに参考資料として、本委員会条例を添付しましたが、第4条第2項の規定により、市長が委嘱し任命するものです。本件に関する説明は以上です。

次に月例報告ですが、1点目は、6月14日土曜日に行われました「国分寺まつり」です。主催は実行委員会によるもので、文化財課では、出土品の展示や、塑像製作体験、本庁舎6階

からの展望ツアーなどを行いました。今年で9回目となる定着したイベントとなり、この日は好天にも恵まれ、1万人余の人出があったと報道されておりました。

2点目は、6月22日日曜日にワークピア磐田で行われた「見付天神裸祭り映像記録発表会」ですが、この見付天神裸祭りは、国指定の重要無形民俗文化財で、将来への継承と啓発等を目的として、平成24年度から3カ年を掛けて映像に残すことを目的に補助事業により取り組んで来たものです。当日は250人余の関係者が集まり、記録映像の発表はもとより、パネルディスカッション、写真展示などが行われ、大変充実した発表会になっていました。

次の予定事業ですが、2点について補足説明をします。1点目は、歴史文書館の企画展で、松岡霊社旧蔵の「二条亭行幸之図と拾遺手鑑」の展示で、7月7日から8月29日まで歴史文書館(竜洋支所2階)で開催されます。

この企画展は、本市に関わりのある著名人(松岡萬)についての歴史的価値を有する絵図や書などを展示するものです。2点目は、文化財課の企画展で、「みつけた！近所の遺跡」と題し、7月26日から8月31日までの夏休み期間に中央図書館展示室で行われます。この企画展は、市内を概ね中学校区に区分し、代表的な遺跡や出土品などを展示、紹介し、市民に歴史について親しんでもらいたいための企画展です。以上、月例報告とします。

< 質疑・意見 >

見付天神裸祭り映像記録はとても良くできておまして、裸祭はあちらこちらで同時進行により同じ時間で行われているので、全部見ようと思うと何年もかかります。ところが、この記録映像では、3年間かけて何台ものカメラで文化財を専門に取り扱っている業者によって、とてもよく撮れていました。例えば暗闇の中の「御渡」も普通でしたら、残せない映像なのです。それを特殊カメラでしっかりと撮られているというところがすばらしかったです。この映像は図書館に来ていますでしょうか。

啓発用ということで、図書館に入っていると思います。文化財課にもあります。

図書館に入って貸出が可能になれば、是非皆さんじっくりと一度御覧になると、祭ではこういうことをやっていたのかというのがとてもよくわかると思います。ただ、練りだけを見ていると、ただ激しい練りだとしか考えられないのですが、そうではなくてもものすごく神事が細やかに行われているのですね。是非一度御覧いただきたいと思います。

## 6 幼稚園保育園課(幼稚園保育園課長)

子ども・子育て支援新制度の概要について説明をさせていただきます。最初に「すくすくジャパン！」のパンフレットをご覧いただきたいと思います。平成24年8月に「子ども・子育て支援法」という法律ができております。この法律と関連する法律に基づいて今回新しい子ども・子育て新支援制度がスタートする予定となっております。それが来年度ということで迫っておりますので、今、放課後児童クラブもこれに基づいて色々な準備をしていると思いますけれども、私どもの幼稚園や保育園に関しても大きく変わってくるところがありますので、取り組んでいるところです。今は磐田市には幼稚園、保育園があります。この制度に乗って新しく認定こども園というのもできるようになります。これは今、建設をしておりますが、(仮称)福田幼保園になります。幼保連携型の認定こども園ということになりますが、この制度でも認定こども園を普及させてすべての子供たちが等しく教育や保育を受けるようにということで、園ができています。それに加えて地域型保育を新設するというところで書いてありますが、待機

児童が多くてなかなか解消されていないのですが、0歳児から2歳児がとても多い状況になっております。そこで、今回の制度の中では、地域型保育ということで、0歳児から2歳児までの子供たちを19人という枠がありますけれども、小規模の中で子供たちを預かるという事業が新設されました。磐田市でも公私立の幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育ということで取り組んでくれる事業所等が出てきましたならば、これもあわせて教育・保育を提供する施設ということで、出来てくるようになります。

新しい制度では、公立、私立を問わずに幼稚園、保育所などを利用するにあたっては、今は認定という言葉は使っていないのですが、保育園を利用する子供に限っては、保育に欠けているかどうかという言葉をよく使いますが、保育に欠けるということではなく、必要性があるかどうかという言葉でくられるようになりまして、支給認定を受けていただくという形になります。これは幼稚園を利用するにしても保育所を利用するにしても認定こども園を使うにしても、同じような認定を受けていただくという仕組みに変わってきます。支給認定の種類が1号、2号、3号と書いてございますけれども、1号については、3歳以上の就学前の子供、今でいうと幼稚園を利用している子供がこの1号認定になります。2号認定というのは、3歳以上で保護者の方が仕事をしていたり、病気であったりということで保育を必要とする子供、ですから、今保育園を使っている子供たちは、3歳以上の子は2号認定といえます。3号認定というのは、3歳未満で同じように保護者の仕事など理由で、保育を必要とする子供、ですからこれも今、保育園を使っている3歳未満の子供という括りになってきます。ここで認定こども園というのは1号でも2号でも3号でもどれでも該当してきますので、仕組みとしてみますと、母親の就労の理由にかかわらず、例えば就労を理由に入園をしたけれども、今ですと、母親が仕事を辞めたというのと、その保育園を辞めなければいけなくなった、でも、これからは認定こども園を利用している子供については、そのままその園を利用できるという形になります。ただ、利用時間は短くなってきますけれども、引き続き継続してその施設を利用できるという形になってきます。この仕組みについては、私立の幼稚園も基本的には新制度に移行するかということになってきますけれども、私たち市がそれを決める訳ではなくて、私立の幼稚園の方が意向を示すという形になりますので、場合によっては、移行しないというところもあるかもしれませんが、今のところは磐田市内に私立幼稚園が3園ございますが、移行予定であると聞いております。まだ、確定ではございませんので、今それぞれのところに確認中という状況でございます。

大きく変わってきますのが保育料です。今、保育料というのは、公私立を含めた保育園の保育料は市が決定しております。また、公立幼稚園の保育料は市が決めています。これからは、私立の幼稚園の保育料も市が決定していくことになっていきます。それにつきましては、国の方で、保育料のイメージというものを示すということになっておりますが、まだ詳しいところまでは出ておりません。しかし、来年度のことで、今、現状の中で、私立幼稚園を含めての保育料も加味した中で、今、検討しているところです。今、公私立の保育園が磐田市内では22園、公立の幼稚園が22園、私立幼稚園が3園ということで、47園ございますので、それらをトータルして考えていくということになります。利用手続きの流れとしては、来年の4月から新たに入園したいという場合については、幼稚園を希望する場合、1号認定を受けて利用する場合については、公立の場合は10月頃から入園希望を取っていくことを考えております。私立については、それぞれ園で希望をとっていただきますけれども、来年度から新しい制度に移

行していくということを添えて広報等もしていくということになります。

基本的には先ほども言ったように認定という形をとっていきますが、今、現在行っている入園申込みをして入園可能となることと、大きな違いはございません。それぞれ園児募集をして申請書を出していただいて、ただ、認定証というのを交付されるというようなイメージになってきます。また、保育所を利用する場合も10月頃を目途に募集を出していきます。保育所につきましては、入れるか入れないかというところがどうしても出てきますので、2号認定、3号認定の認定もしますが、それと合わせて利用調整ということ全体の中でしていくこととなります。来年度につきましては、定員を増やすということもありますし、新しく認定こども園ができるということもございますので、今年度よりは量も少しは減ってくるのではないかと考えています。引き続き、来年度も今使っていて、幼稚園や保育園に行っていて来年度も同じ施設を利用するという場合につきましては、12月頃認定の申請を提出していただくようご案内をする予定です。それを受理した中で認定証を交付します。最後に利用料金がどうなるかという点についてですが、これから利用料金はそれぞれの施設によって決めていくこととなりますが、応能負担ということで所得金額に応じた負担を基本とするということになっておりますので、国が決めていく水準を上限にして、市が設定していくということです。これから先これがずっと定着していったら、待機児童も減ってきていたりすると、おそらく保護者の方が認定証を市からもらってそれでどこでも自由に選べるというような形になってくると思います。今は幼稚園も希望すれば大体どこにも入れるような形になっておりますし、保育園は待機児童がいるので、市が責任をもって利用調整をしているという形になりますが、空きがあってどこでも行けるという状態になるとお宅のお子様は2号認定ですね、3号認定ですねということになってきますと、それで好きなところへ情報はもちろん出しますけれどもお選びくださいということになって保育園も幼稚園も選ばれる側ということでどういった保育をするかということで、その辺の質の向上ということも、公立の施設であってもより必要になってくると思っております。本年度は、制度が変わることによって条例改正など9月、11月と両方、審議にかける必要がありますので、また、その都度ご報告をしていきたいと思っております。

< 質疑・意見 >

Q 先ほどの説明では地域型保育で事業所等が出てきたら実施しますということでしたが、市として公立で地域型保育の保育所を造るのではなく、指定管理というか事業所に委託するというのでしょうか。

A これも市が認可する事業ということになってきますので、イメージとしては、今、認証保育所ということで認可外保育園が一定の基準を満たしてほぼ認可に近い形で運営しております。来年度からは認可外という制度は今回の新制度ではありませんので、認証保育所の皆さんは、どうするか検討しているところなのですが、そういった認証保育所などが移行していく、後は事業所内の保育所が地域型保育に移行していくという可能性がありますけれども、それについても市が認可をしていくという形になります。認可事業として認められた保育所については、1人を保育するのにいくら必要かということが単価として決まってきます。それは国が示している金額なのですが、それを事業所に支払ってそこで事業を実施していただくという形になります。現在のところは公立で行うということは、今のところ予定はありません。

Q 利用者が預ける先を選べるようになるということですね。

A 待機児童がなくなっていけば、それは可能になってきます。

Q 自分が住んでいる地域、学区内の保育所だけでなく、例えば、駅の近くであったり、親の働いている事業所の近くであったりという選択もできるということですね。

A 今現在も保育園は、学区という概念はございませんので、市内でしたら、どこでも希望することはできます。ただ、希望しても入れないというケースが出てきているというのが待機児童ということになる訳ですが、どこを選んでもそれは保育園の場合は構わないです。ですから、お仕事の都合で自宅とは離れている場合は選ばない方もあります。

Q 今の説明ですと、祖父や祖母がいる場合であるとかそういったことは関係ない、保護者が働いているかどうかということが認定に関係してくるということですね。

A やはりどのくらい必要かということを考えるときには、祖父や祖母が同居していると同居していない人と比べるとどっちが必要かということになってまいりますので、そのところで保護者というところがどこまで入ってくるということですが、父、母だけではないので、保護者というようになっておりますので、祖父、祖母も同居している場合は、まったくいない家庭とはやはりどっちが必要かということていくと下がってきます。

Q 幼稚園の保育料なのですが、所得に応じて私立も公立も一律になるのでしょうか。

A 私立と公立が一緒にできればよかったのですが、私たちも最初はそう思っていましたし、国の方も当初はそうっていました。保育園も認定こども園も含めて一律といていたのですが、それが最終的には施設ごとに設定するということになりましたので、私立幼稚園の保育料と公立幼稚園の保育料です。別だけれども、私立幼稚園はそれぞれ単体で決めているのですが、この制度に乗るという意思を示した私立幼稚園については、市が決めます。

Q 市が決めるけれども、私立は公立と一緒になるということではないということですね。

A そうですね。そのほうがよいと思います。それぞれが特色をもって教育をしているので、そういうところに行かせたいという保護者は保育料が高くても、行かせるわけですから、あまり保育料と一緒にする必要はない気がします。

Q 竜洋地区には3園保育園があるのですが、建物がだんだん古くなってきて、今後統合等をして、福田地区のように認定こども園のような形に移行していくのでしょうか。

A 今、施設整備方針を受けて方針決定をしていくところではあります。竜洋の保育園につきましては、今年度方針決定をしていくことに計画はなっておりますので、まだ決定はされておられませんけれども、必要なところであるとは私どもは思っておりますが、地元の方々のお考えもありますし、色々なことを踏まえて決定をしていきたいなと思います。

竜洋地区に限らず、幼稚園訪問に行きますと、建物が老朽化しておりますので、改築や補修をするにしても、認定こども園のような考えでいくのかと思ったものですから。

もし施設整備が進むようになっていけば、竜洋に限らず、認定こども園というような形で、幼稚園も保育園の子供も同一の施設でお預かりできるという点で、理想的だと思います。

## 教育委員会での協議事項（協議事項）

### ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の制定について（教育総務課長）

平成24年8月22日に「子ども・子育て支援法」及び「就学前子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による改正後の児童福祉法第34条の8の2第2項に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が本年4月30日に公布をされました。この基準から本市の

放課後児童クラブの運営について、条例を制定する必要がありますので、本日、情報提供並びに御協議をお願いするものです。

条例名称については、「磐田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」になる予定です。これがあくまでも市内で実施される放課後児童クラブの運営に係る基準ということになります。現在、磐田市において放課後児童クラブ条例を制定しております。これは市が直営で運営しているクラブの内容について条例として規定しているものです。今回の条例については、市内で実施する放課後児童クラブの基準ということになりますので、市直営の児童クラブ条例とは別に関係法令の整備ということで、条例化をしていくということになります。

条例案に国の基準がありますが、民間も含めて市内で実施されるクラブの運営がある程度明確な基準の下に運営されることによって、質が担保され安心して利用できるということが目的とされております。この条例の制定にあたっては、国が定める基準、従うべき基準と参酌すべき基準というように分かれています。従うべき基準については、異なる内容を定めることができませんので、それにあたるものが従事する者とその員数ということになります。参酌すべき基準については、それ以外の項目ということで、地域の実情にあわせて定めることが可能ということになります。

それでは、19 ページからの国の基準について説明をさせていただきます。項目ごとでこれが条例の骨子になってきますので、ここから条例案ができてくるというようにご理解いただければと思います。最低基準の目的としては、この放課後児童健全育成事業を利用している児童が明るくて、衛生的な環境において、栄養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するというのがこの最低基準の目的でございます。この最低基準の向上という項目では、その管理に属する児童福祉法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を本市では設置しておりませんので、後半部の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行うものに対し、最低基準を超えてその設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。又、市はその最低基準を常に向上させるように努めるということになります。放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて常に設備及び運営を向上させなければならないこと、最低基準を超えて設備を有し、また運営している現の事業者については、その最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないというように定めます。これが最低基準の向上という項目になります。

事業の目的については、この事業における支援についてですが、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭・地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならないと記載をされております。ここで、いままでの小学校1年生から3年生の概ね10歳未満という対象が小学校6年生までの全児童が対象になってきます。事業者については、事業の一般原則として以下のところを行うということになっております。利用者への人権の配慮、人格の尊重、地域社会と交流及び連携、保護者及び地域社会に対する運営内容の説明、運営内容についての自己評価結果の内容の公表、放課後健全育成事業を行う場所の構造設備、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置、非常災害に対する

具体的な計画の策定、訓練の実施等でございます。

次が従うべき基準となっております。ここが従事するものということで、この事業の職員の一般的要件、知識及び技能の向上等を定めております。健全な心身を有し、基本的にこの職員に対してはこの基準がそのまま市の基準というふうこととなりますので、今、放課後児童クラブの指導員という形で雇用しておりますけれども、これからは放課後児童支援員という名称となります。この支援員になる資格はといいますと、保育士、社会福祉士、教員免許を持っているもの、高校を卒業したもの等で2年以上放課後児童健全育成事業に従事したものなどで、これらの方が県知事が行う研修を修了すると資格認定となります。従いまして、現在、クラブの指導員で保育士、幼稚園教諭、学校の教職などの資格をお持ちの方については、県知事の研修を修了すれば、支援員の資格が取れるということでございます。無資格で子供を育てたであるとか育児経験という中で指導員を行っていた方がいらっしゃると思いますが、そういう方については高等学校を卒業した者であって、2年以上放課後児童健全育成事業に従事した場合には、同じく県の研修を修了すれば資格認定ということになっておりますので、今現在指導員として雇用されている方は概ね9割方は2年以上勤めている方がいらっしゃると思いますので、資格の認定については県の研修を受ければ大丈夫と思っております。今年夏頃に県の研修の内容が出てくると聞いております。また、これには経過措置がありまして、施行日が平成27年4月となっておりますが、その施行日から平成32年3月31日までの5年間は資格については県の行う研修を修了した者に、これから修了することを予定しているものを含めますとなっておりますので、この5年間に研修を受けていただければ、大丈夫ということです。これだけ指導員の人数が多い中で、資格認定に県の研修を入れていくということになると5年間ぐらいかかるのではということだと思います。これが国の従うべき基準となります。

次の支援員の員数についても、従うべき基準となっております。この事業に従事する職員は、放課後児童支援員、現在の指導員ですが、これを専任で置かなければならないということを規定します。人数については、支援単位ごとに2人以上とし、各クラブで2人以上を支援員として配置しなくてはならないということになります。ただ、このうち1人は資格がない人、補助員といいます。この補助員で代えることができるということになりますので、最低1人資格を持った方がそのクラブに専任でいれば、あと補助員を配置して2人以上ということも可能であると規定をされております。児童の集団の規模についてですが、支援単位として1クラブの児童数はおおむね40人以下ということになっております。施設・設備については、設備の基準として専用区画であり、衛生安全が確保され、支援に必要な設備・備品を備え、来所時間帯を通じて本事業の用に供すること、面積については、児童1人につきおおむね1.65㎡以上ということを規定しております。

次に開所日数についてです。1年につき250日以上が原則となります。市の状況を考慮して定めるということとなりますが、本市の直営のクラブについては、土曜保育を拠点として全市から受け入れを実施しておりますので、事業所としては250日以上開所しております。また、開所時間については、夏季休業中などの授業の休業日は1日8時間以上、授業のある日は1日3時間以上を原則とすることを定めます。本市では夏季休業中については、8時から18時までの10時間開所しております。授業のある日については、午後の1時から6時までの5時間開所しておりますので、開所時間についても問題ありません。しかし、どのような形で民間の参画があるのかを考えたときに10時間、5時間という市の規定でいくのは難しい可能性もある

ということで、国の基準の8時間と3時間にに基づき規定していきたいと考えております。そのほか、その他の基準というのがありますけれども、利用者を平等に取り扱うであるとか、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって差別的な取扱いをしてはいけない、職員は利用者に対し虐待行為や心身に有害な影響を与える行為をしてはならないということを規定しております。衛生管理運用規定を定めること、秘密保持、苦情等への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応等についてその他の基準の中で定めていきます。以上が条例の国基準の骨子になります。では本市ではどうかという点を考えたところ、おおむねこの国の基準を市の条例として制定してもよいのかなと考えております。内容等で教育委員の皆様のご意見をご協議いただければと思います。

< 質疑・意見 >

Q 放課後児童クラブについては、首長部局から補助執行を受けているわけですね。

A はい。教育委員会で協議していただいて、ただ、補助執行であるため、それが決定ではありませんので、子ども・子育て会議に報告させていただいて、条例案ということで、例規審査にかけていきたいと思っております。

Q 放課後児童クラブの対象として小学6年生まで拡大するのですか。

A この文言は小学6年生までやらなければならないとは規定されていないのですが、段階的に小学4年生、次に5年生、6年生という条例の決め方は、好ましくないと指導されておりますので、小学6年生までという中で条例は策定をしていかなければならないと思っております。ただ、その6年生まで利用対象を広げた中で入所できるかできないかは、そのクラブの定員であるとか、状況次第になりますので、門戸は広げますけれども、キャパシティによって入れるかどうかは別問題となります。今後、小学6年生までを対象とした整備計画を立てるという内容になっておりますので、今小学3年生まで受け入れている現状から、小学6年生まで各市町が拡大したとしても、受け入れは困難というのは容易に想像がつかます。小学4年生から6年生までの需要量を県に御指導いただきながら決めていきますので、それに沿った施設整備を行うとともに指導員が確保されて、6年生まで受け入れができる体制が整うということになると思っております。今、実情として学校施設が空いているどうかというと大変難しい状況ですので、それぞれの学校内でのクラブの施設において、新たな条例では、専用区画という言葉もありますし、児童一人あたり1.65㎡以上というのも決まっておりますので、専用の区画を持った施設の建設に踏み切っていかなければできない部分があります。それを年次計画で造っていく必要がありますし、指導員の確保も大きな問題になると思っておりますので、総合的に進捗を見極めながらということになるかと思っております。

国の方針ですから、そのように進めていくということでよいとは思いますが、6年生になれば、一人で色々とできる訳ですよ。両親が働いていれば、例えば洗濯物を入れることや、米を研いでおくことなど、家族の一員としての役割を担って、みんなで生活をしていくという指導をした方がよいと思っております。

Q 条例の中で、健全育成という部分が入ってきているということは、単に時間外を預かるだけでなく、相当育てるといふ部分で、基準が高くなってきているのではないのでしょうか。取り方によっては、大変な基準が目的のところを書いてあるのですけれども、その点はよろしいのですか。

A 放課後児童クラブ運営事業は、元々放課後児童健全育成事業です。ハードルが高くなるの

は地域を巻き込むというところで、本市ではあまりないというのが正直なところですが、その点をどのようにクリアしていくかということがあります。田原小学校児童クラブにおいては、地区社協に運営を委託して、地域活力を使った事業展開ということで行っております。しかし、指導員の労務管理等なかなか難しいと聞いております。そういった中で、地域を巻き込んで子供たちの生活を保障することや学習をするというところに目標と言われますけれども、なかなかハードルが高いのではないかと思います。文部科学省の「放課後子供教室」が実際に動いている部分があって、文部科学省は放課後児童クラブと一体化するという方向性を今後出していくと思います。しかし、「放課後子供教室」は基本的には参加したい子供全員が参加できるという形ですが、児童クラブは申込みをして必要な方ということになりますので、そのあたりのすみ分けが難しいと思います。一体化にして片方はおやつがあって、片方はおやつがないであると色々な課題が出ています。ここ5年間ぐらい「放課後子供教室」と「放課後児童クラブ」の関係をどうするかという話題が出ている訳ですが、なかなか連携が進んでいないというのはやはり難しいということなのかなと思っております。

小学6年生まで拡大した中で、家の手伝いというのも親の選択でありますし、例えば、小学4年生に上がったけれども、小学1年生が入ってくるという場合、小学1年生は預けるので、小学4年生はいままでは帰らなければならなかったけれども一緒に兄弟でクラブの中で遊ぶと色々な選択ができる形で子供が育っていく、兄弟がいつも分かれるのではなくて、そういうことを考えると、色々ないい方法を親もアドバイスする人もして選んでいくというように考えれば、家での手伝いをするという選択をする人もおりますし、色々危ない世の中でもあるので、それに市が対応していく方向もあると思っています。

今、厚生労働省の「放課後児童クラブ」と文部科学省の「放課後子供教室」の2つの事業があって、放課後子供教室は学校教育課が担当しております。いままでは、放課後児童クラブと放課後子供教室が同じようなことをしながら、違うようなところもあって、これらがうまく一体化できないかと考えています。

「放課後子供教室」は今、福田地区、竜洋地区、青城地区、豊田東地区で行っています。それぞれ形態が違って行っておりますので、全市でなかなか進められない部分がありますので、そのあたりも「放課後子供教室」と「放課後児童クラブ」で一緒にやっていける部分があればと思っております。青城小学校では放課後児童クラブに登所後に、放課後子供教室に行くという動きをしておりますので、連携をしていきたいと思っております。

Q 「放課後児童クラブ」に入れる資格というのは、両親とも働いていることになりませんか。

A そのとおりです。また、病気や介護という部分も資格になってきます。

Q 事業者というのは、基本的に地方自治体ということですか。

A 直営の部分においては市です。また、民間もあります。民間の例では、社会福祉法人が放課後児童クラブを運営しております。

Q 費用についてはどのように決めているのでしょうか。

A 公立と民間という区分で、料金設定のことは規定されておりませんので、それぞれの事業者の考え方で設定できると考えております。

私は竜洋西小学校で放課後子供教室と放課後児童クラブの様子を見たことがあるのですが、けれども、放課後子供教室では年配の方がお見えになって竹とんぼを教えていたのですが、同じグラウンド内で遊んでいる放課後児童クラブの子供が申し込んでいないから、一緒になっ

て遊べないということがありましたので、先程、学校教育課長がおっしゃっていたように連携をとっていただいて、みんなが楽しく過ごせるようになってもらえればと思っております。

放課後子供教室はとても良い事業であると思います。例えば、土曜授業のように日本の伝統文化を学んでもらうことや、小学生のうちからお茶、お花、お琴を学ぶことなど、地域の中にそういう講師がいれば是非やっていただきたいと思います。それから体験学習で古代人のように火を起こしてみるなど、色々な方法があると思うのですけれども、子供たちが色々なものに接するということが最終的には学力に結びつくのですね。私はいつも思うのですが、裾野を広くしてやるという意味では、色々なものに触れさせることが大事であると思うので、是非どこの学校でも放課後子供教室を行うことなどが重要であると思います。放課後子供教室は非常に有意義であると思うものですから、そういうものを是非取り入れて指導していただくと、そこに目的があると思うのですね。ただ、子供たちを保護して安全に危険から守っているだけでなく、成長の糧になるようなものを与えていけるような場面を作ってほしいと思います。

今、コミュニティ・スクールは18校ありまして、そういう中で、学校と保護者と地域の方々が話し合っ、自分の学校は放課後子供教室のようなものを行っていないので、みんな1回だけボランティアで講師をやってみようという雰囲気でも成立すれば、それが1回になり、次の年に2回になりという形でやっていくうちに出来上がってくるかもしれないものですから、コミュニティ・スクールの質を上げて広げていくということですね。放課後子供教室は広がらない現状があります。

前に子供教室を開催したことがあります。そのときは、伝統文化教室の補助金をいただいたので、どうしても子供を集めなければいけないと思ひまして一生懸命学校に働きかけて子供たちに来ていただきました。出席してくれた子供が何人かいたのですけれども、例えば、熊野の能舞台上、能の手ほどきを受けたり、謡を一緒に教えてもらったり、色々なことに取り組んでみたことがあります。本当に子供たちの力はすごいと思ひました。私も驚いたのですが、すり足で能舞台を歩くのですが、姿勢を正して歩きなさいと言えはするようにします。最初は様になっていなかったのだけれども、気品すら感じられるようになって、子供はどうにでもなるのだとそのとき思ったのですね。こんなにやれるようになっていいるのだから、何でもよいので教えていったほうがよいと思うのですね。ゲームで遊ぶだけとは全然違ってくると思ひます。生涯にわたって身になることを発見していく、そういったものが一つの教養となって培われていくと思うので、ただ、遊ばせているだけというのは疑問に感じております。

Q 実際、今、放課後児童クラブで行っているのは、宿題をすることや、遊ばせるなどそういうことですね。

A 一日の流れですと、学校が終わり、登所して、宿題の時間を取ります。宿題が終わりおやつを食べます。それから自由遊びとして外に行ったりですとか、室内遊びをしたりとか、4時頃から保護者がお迎えにきますので、最終で6時で閉所という流れになります。保護者の就労形態によって仕事が早く終われば早くお迎えに来てもらいますし、仕事が休みであれば、クラブではなく家庭で過ごしてくださいとお願いをしております。授業のない日は、朝8時から夕方6時までということになります。夏休み中はプール開放に行くこともあります。また、読み聞かせなど地域の方々をお願いして、イベントなども行っております。

Q 例えば、土曜授業のような形で、地域の人々を招いてというような動きはありますか。

A コミュニティ・スクールなどで検討しております。

先日、ワークピア磐田の主催で宇宙少年団の水口ケットの工作が開催されて、私は手伝いに行ったのですが、およそ50人集まりました。そのうち20人はワークピア磐田の直接申込みであったのですが、富士見小学校で行いました。すごく好評だったのですが、そういう団体が結構あると思います。そういうところが来てくれれば、喜んでくれるのではないかと思います。呼ぶ方でも指導員まで決めて探してくるのは相当大変であると思います。その点、団体に依頼するというのもいい方法だと思います。

Q しきじ土曜倶楽部は、文部科学省の放課後子供教室に入るのでしょうか。

A しきじ土曜倶楽部は市からの補助金を活用して事業を実施していると思います。放課後子供教室ではありませんが、イメージは放課後子供教室に近いと思います。

こういう取り組みも学府単位で育てていったらよいと思います。教育振興基本計画の中にも「社会が人を育み、人が社会をつくる好循環」という記載があり、地域力を使うということが書いてあります。そういう意味では、学校にそれを頼むのではなくて、その時間については、地域の人材がいるので、勉強をするのではなくて体験をする、現場で一緒に体験する時間として土曜日の午前中などに土曜クラブのような取組を拡大していったら良いと思います。それを先生方に求めるのはあまりにも大変だから、地域の人材、特技を持った人たちを有効に活用する、いわゆる地域力を使うということについて、コミュニティ・スクールでよく議論してもらうということがよいと思います。

例えば、地域の琴の先生が、声をかければ、いつでも子供のところに教えに行きますよと言われていた人もおります。

福田地区は講座形式ですので参加したいものを選べますが、青城小学校では、色々なサークルを作って、自分が行きたいものに行くという形になっております。竜洋地区は勉強の補習のような形で学習支援をしていただいているということで地区によって様々な内容・方向で特色を出しながら行っているという実状です。

児童クラブの基準に関する条例制定につきましては、この国の基準を参酌すべきとありますが、本市の条例案では国基準のまま規定していきたいと思っております。また、子ども子育て会議でもその旨、お話をさせて頂いて最終的に例規審査に上げて、議会上程するという流れになりますのでご承知いただければと思います。これに伴いまして、放課後児童クラブ条例、これは市の直営の部分の条例の改正があります。小学校1年から3年という部分を6年生まで拡大する、小学校に就学している児童という文言になりますので、ただ、その条例の中に定員に達している場合は、入れないこともあるという条文が現在も入っていますので、その点で4年生以上はどうなるのかというお話が出ると思います。

Q 当然、低学年から優先的に受け入れるということでもいいですね。

A そのとおりです。ただ、一番問題なのは、例えば入所決定当時には定員に余裕があり、高学年児童が入所決定を受け、その後定員一杯となったクラブに、1年生から申し込みがあった場合、定員超過で入れないという状況も生まれる可能性があります。中途からの入所申し込みの場合は難しい面があります。そういう方は保護者のお仕事の関係で引っ越ししたりする状況で周りに親戚や知人が誰もいないと状況が多いことから、その辺の対応は難しいかもしれません。ですが、基本的には低学年からを主体に受け入れをしていくということになります。

規模が大きくなると、支援員も大変になってくると思いますのでご配慮をお願いします。

規模が大きくなるというのは、人数が多くなるということで、今、ここでお示ししたとおり、支援の単位ごとには概ね 40 名以下ということになっておりますので、今、クラブで 40 名以上受け入れているクラブはありません。当面、その範囲内の中で、支援員を何人配置できるか、基準をどう設定するかということになってきますので現状把握しながら進めていきたいと思っております。特に、特別に支援が必要な子供のクラブ利用が多くなってきている中では、支援員を加配して配置しないと運営できないという状況も生まれております。その点も考えながら、人材確保をして進めていければと思っております。